租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位抗付別拍直寺にはる以来の争削計画者							
1	政策評価の対象とした政策 の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 						
2	対象税目 ① 政策評価の	法人事業税:義(地方税11)						
	対象税目							
	② 上記以外の	個人事業税:外						
	税目							
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】						
4	内容	《現行制度の概要》						
		社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共						
		性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税						
		を非課税とする。						
		《要望の内容》						
		社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。						
		《関係条項》						
		地方税法第 72 条の 23						
		地方税法第 72 条の 49 の 12						
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課						
6	 評価実施時期及び分析対							
	象期間	│ │分析対象期間: 平成 29~令和 12 年度						
7		昭和 27 年度創設						
		毎年要望の結果、存続						
8		恒久措置						
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
	等びその根拠	国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格に						
		より、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考						
		え方のもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整						
		備・拡充を図る。						
		《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公						
		医療法において、国民の健康の保持に寄与するだめ、国及の地方公 共団体の青務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の						
		低休を囚る]ことが残足されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念						
		に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制						
		が確保されるよう努めなければならない。						
	② 政策体系に	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康						
	おける政策	づくりを推進すること						
	目的の位置	施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備						
	付け	すること						
		施 策 目 標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等へ						
		の対応も含めた質の高い効率的な医療提供体						
		制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図						
		り、地域包括ケアシステムを構築すること						

	1			
		3	租税特別措 置等により 達成しようと する目標	事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性	1	適用数	令和 12 年度 117,615 件/年
	等			令和 11 年度 118,842 件/年
				令和 10 年度 120,087 件/年
				令和9年度 121,347 件/年
				令和8年度 122,624 件/年
				令和7年度 123,916 件/年
				令和6年度 125,225 件/年
				令和5年度 126,074 件/年
				令和4年度 131,764 件/年 令和3年度 130,002 件/年
				〒和3年度 130,002 件/ 年
				行机之平度
				平成 30 年度 135,189 件/年
				平成 29 年度 135,036 件/年
				【算定根拠】
				医療経済実態調査及び医療施設調査より推計
				※令和5年以降は平成 29 年~令和4年のそれぞれの値からFOREC
				AST. LINEAR関数による推計
		2	適用額	令和 12 年度 課税標準額 2,812,053 百万円
				(個人事業税 1,134,941 百万円)
				(法人事業税 1,677,112 百万円)
				令和 11 年度 課税標準額 2,719,410 百万円
				(個人事業税 1,141,358 百万円) (計人事業税 1,570,052 五万円)
				(法人事業税 1,578,052 百万円) 令和 10 年度 課税標準額 2,626,767 百万円
				(個人事業税 1,147,775 百万円)
				(法人事業税 1,478,992 百万円)
				令和9年度 課税標準額 2,534,124 百万円
				(個人事業税 1,154,192 百万円)
				(法人事業税 1,379,932 百万円)
	!			令和8年度 課税標準額 2,441,482 百万円
				(個人事業税 1,160,610 百万円)
				(法人事業税 1,280,872 百万円)
	!			令和7年度 課税標準額 2,348,839 百万円
				(個人事業税 1,167,027 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円)
				〜 (法人事来代 1,181,812 日万円) 令和6年度 課税標準額 2,256,196 百万円
				(個人事業税 1,173,444 百万円)
				(法人事業税 1,082,752 百万円)

令和5年度 課税標準額 2,183,442 百万円 (個人事業税 1,261,671 百万円) (法人事業税 921,771 百万円) 課税標準額 2,370,765 百万円 令和4年度 (個人事業税 1,213,841 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円) 課税標準額 1,765,520 百万円 令和3年度 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709.497 百万円) 令和2年度 課税標準額 1.646.997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令 和3~5年度:第217回国会提出、令和2年度:第213回国会提出、 令和元年度:第211回国会提出、平成30年度:第208回国会提出、 平成 29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和6年以降は平成29年~令和5年のそれぞれの値からFOREC AST. LINEAR関数による推計 ③ 減収額 ※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 12 年度 2.812.053 百万円×4.6%=129.354 百万円 (個人事業税 1,134,941 百万円×4.6%=52,207 百万円) (法人事業税 1,677,112 百万円×4.6%=77,147 百万円) 令和 11 年度 2,719,410 百万円×4.6%=125,093 百万円 (個人事業税 1,141,358 百万円×4.6%=52,502 百万円) (法人事業税 1,578,052 百万円×4.6%=72,590 百万円) 令和 10 年度 2,626,767 百万円×4.6%=120,831 百万円 (個人事業税 1,147,775 百万円×4.6%=52,798 百万円) (法人事業税 1,478,992 百万円×4.6%=68,034 百万円) 令和9年度 2.534,124 百万円×4.6%=116,570 百万円 (個人事業税 1,154,192 百万円×4.6%=53,093 百万円) (法人事業税 1,379,932 百万円×4.6%=63,477 百万円) 令和8年度 2,441,482 百万円×4.6%=112,308 百万円 (個人事業税 1,160,610 百万円×4.6%=53,388 百万円) (法人事業税 1,280,872 百万円×4.6%=58,920 百万円) 令和7年度 2,348,839 百万円×4.6%=108,047 百万円 (個人事業税 1.167.027 百万円×4.6%=53.683 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円×4.6%=54,363 百万円) 令和6年度 2.256,196 百万円×4.6%=103,785 百万円 (個人事業税 1,173,444 百万円×4.6%=53,978 百万円) (法人事業税 1,082,752 百万円×4.6%=49,807 百万円)

令和5年度 2.183,442 百万円×4.6%=100,438 百万円

(個人事業税 1,261,671 百万円×4.6%=58,037 百万円) (法人事業税 921,771 百万円×4.6%=42,401 百万円) 2,370,765 百万円×4.6%=109,055 百万円 令和4年度 (個人事業税 1,213,841 百万円×4.6%=55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円×4.6%=53,219 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円×4.6%=81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%=48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円×4.6%=32,637 百万円) 1,646,997 百万円×4.6%=75,762 百万円 令和2年度 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円×4.6%=21,824 百万円) 令和元年度 1.734.126 百万円×4.6%=79.770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537.710 百万円×4.6%=24.735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) (法人事業税 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466.780 百万円×4.6%=21.472 百万円)

【算定根拠】

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和3~5年度:第217回国会提出、令和2年度:第213回国会提出、令和元年度:第211回国会提出、平成30年度:第208回国会提出、平成29年度:第201回国会提出)参照

※令和6年以降は平成 29 年~令和5年のそれぞれの値からFOREC AST. LINEAR関数による推計

④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

地域における医療提供体制が維持されている。

	H29	H 30	R1	R 2	R 3					
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396					
	R 4	R 5								
医療機関数	181,093	179,834								

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在)

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移 しており、地域における医療提供体制が維持されている。

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療機関数	181,093	179,834	180,865	181,187	181,509
	R 9	R 10	R 11	R 12	
医療機関数	181,831	182,153	182,475	182,796	_

			<u> </u>
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在) ※令和6年以降は平成 29 年~令和5年の値からFORECAST. LIN EAR関数による推計 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 -
		⑤ 税収減を是 認する理由 等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成29年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	① 租税特別措 置等による べき妥当性 等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。
		② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や 義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	_
12	2 有識者の見解		
13	前回の事情 評価の実施	前評価又は事後 布時期	令和6年8月(厚労 05)

「<u>社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)</u> <適用見込み数(推計)>

\M2/11/02		黒字率 注1						施設数							適用見込み数(黒字施設数)							
		病	院	診療	所	歯科診	療所	一般	病院	精神	病院	診療	脈	歯科診	療所	病	院	診療	所	歯科診	疹所	合計
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	54.0%	50.0%	68.9%	94.8%	68.9%	90.7%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	3,068	69	31,038	38,208	10,773	46,847	130,002
令和4年	2022	47.1%	50.0%	73.1%	94.2%	66.3%	92.2%	4,736	114	922	12	45,967	40,064	16,241	50,896	2,665	63	33,602	37,740	10,768	46,926	131,764
令和5年	2023	43.5%	50.7%	66.6%	93.3%	65.9%	90.5%	4,733	95	925	12	46,717	39,208	16,677	49,522	2,463	54	31,135	36,594	10,993	44,834	126,074
令和6年	2024	40.0%	46.7%	66.6%	93.0%	65.1%	89.3%	4,697	80	926	9	47,487	38,959	17,113	49,176	2,249	42	31,639	36,228	11,143	43,923	125,225
令和7年	2025	36.5%	42 .8%	66.6%	92.6%	64.3%	88.1%	4,674	65	928	8	48,277	38,546	17,582	48,430	2,043	31	32,155	35,712	11,306	42,669	123,916
令和8年	2026	32.9%	38.9%	66.6%	92.3%	63.5%	86.9%	4,652	50	930	6	49,067	38,132	18,050	47,684	1,839	22	32,672	35,198	11,461	41,433	122,624
令和9年	2027	29.4%	35.0%	66.6%	92.0%	62.7%	85.7%	4,630	35	931	5	49,856	37,718	18,519	46,938	1,636	14	33,188	34,686	11,609	40,215	121,347
令和10年	2028	25.9%	31.0%	66.5%	91.6%	61.9%	84.5%	4,607	20	933	3	50,646	37,305	18,987	46,192	1,434	7	33,703	34,178	11,749	39,015	120,087
令和11年	2029	22.4%	27.1%	66.5%	91.3%	61.1%	83.2%	4,585	5	935	1	51,436	36,891	19,456	45,446	1,234	2	34,219	33,673	11,881	37,833	118,842
令和12年	2030	18.8%	23.2%	66.5%	90.9%	60.3%	82.0%	4,563	0	937	0	52,226	36,478	19,925	44,700	1,036	0	34,734	33,170	12,007	36,669	117,615

【出典】

- ·「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
- •「医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。 なお、令和5年以降は平成29年~令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計(施設数がマイナスになる場合はOとする)

<減収額(堆計)>

<減収額(推計)> (単位:百万円)										
和暦	西暦		課税標準額	頁	減収額(※)					
个山门首	四層	個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計			
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682			
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250			
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770			
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762			
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214			
令和4年	2022	1,213,841	1,156,924	2,370,765	55,837	53,219	109,055			
令和5年	2023	1,261,671	921,771	2,183,442	58,037	42,401	100,438			
令和6年	2024	1,173,444	1,082,752	2,256,196	53,978	49,807	103,785			
令和7年	2025	1,167,027	1,181,812	2,348,839	53,683	54,363	108,047			
令和8年	2026	1,160,610	1,280,872	2,441,482	53,388	58,920	112,308			
令和9年	2027	1,154,192	1,379,932	2,534,124	53,093	63,477	116,570			
令和10年	2028	1,147,775	1,478,992	2,626,767	52,798	68,034	120,831			
令和11年	2029	1,141,358	1,578,052	2,719,410	52,502	72,590	125,093			
令和12年	2030	1,134,941	1,677,112	2,812,053	52,207	77,147	129,354			

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出 【出典】

・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

なお、令和6年以降は平成29年~令和5年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

<医療機関数(事前評価書用)>

<u> </u>	对双(手训:	计测量力/
和暦	西暦	全施設数
平成29年	2017	178,492
平成30年	2018	179,090
令和元年	2019	179,416
令和2年	2020	178,724
令和3年	2021	180,396
令和4年	2022	181,093
令和5年	2023	179,834
令和6年	2024	180,865
令和7年	2025	181,187
令和8年	2026	181,509
令和9年	2027	181,831
令和10年	2028	182,153
令和11年	2029	182,475
令和12年	2030	182,796

【出典】

- •「医療施設動態調査」(厚生労働省)
- なお、令和6年以降は平成29年~令和5年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計